

第1部会 第1回～6回までの議論の整理

項目	細項目	目標	現状の認識	目標を達成するためには、どんな条例にしたら良いか 条例で何を検討したらよいか	条例の具体的テーマとの関係										独自・個別の法令対応等							
					目的・理念・定義・基本原則	市民の役割・権利	市長（行政）役割・権限	議会の役割・権限	市民参加	行政運営	コミュニティ	人及び組織づくり	情報・場づくり	公共		条例の運用（仕組み）						
1 どんな街にしたいか	① 誰にもやさしいまち（①誰にもやさしいまち+②人づきあいのあるまち+③ひとり一人が権利と義務を果たすまち） ② コミュニティ ③ 小平ミニマム	全ての人々にやさしいまち（1回）		0 住みよいまちの定義は何か？（4回）	●	○	○	○		○	○	○										
		健常者も障害を持った人もともに住みやすいまち（1回）		1 子ども、若者、高齢者などいろいろな立場の人たち（特に弱い立場の人）が生活しやすいまちにしたい（1回）	●	○	○	○		○	○	○										
		誰もが意見を言える（言いやすい）まち（1回）			●	○	○	○		○	○	○										
		子どもが住みやすいまち（1回） 子育て支援が充実したまち（1回）	・施設が充実していない（2回）	2 子育てのしやすいまち。児童館、保育園の充実を。（2回） 中・高生の溜まり場（集まれる所）がない。（2回）	●	○	○	○		○	○	○										
		男女がともに能力を活かせるまち（1回）			●	○	○	○		○	○	○										
		安心して幸せに住みやすいまち（1回）			●	○	○	○		○	○	○										
		近所づきあいや気軽に挨拶ができるうるおいのあるまち（1回） 同じ小平市にすむものとして助け合いながら暮らせるまち（1回）		3 互いの良さを認め合い、向こう三軒両隣のような近所づきあいができたり、あいさつが気軽にできるようなうるおいのある社会にしたい。（1回）	●					○	○	○										
		市民ひとり一人が各々の権利と義務を果たすまち（1回）	今の時代は市民ひとり一人の権利の主張が強くなりすぎて、市民は逆に自分勝手になり、周囲の迷惑を考えない（ごみ出しのルールを守らない）。（1回）	4 個人の自由と権利の意識について考えたい。（1回） 市民ひとり一人が小平市にもっと関心を持ってもらえるようになるといい。（1回）	●	○					○											
		誰にもやさしい社会（3 格差のないやさしい社会から統合）	格差のない誰にもやさしい社会を（2回）	今の社会は、弱い立場の人にやさしくない。（2回） 格差について、格差には自己努力が必要である。（2回）	16 やさしい地域社会を（2回） 高齢者、障害者の人たちが自立して生活できるように。（2回、4回） 格差の無い、働きたい人が、働けるまちに。（2回） 高齢者も働けるまちにしたい。高齢者の就業機会の拡大。（4回） 高齢者の学習機会を増やしたい（4回）	●	○					○										
			「格差」の考え方を見つめなおす（2回、3回）	最近よく「格差」といわれるが、（格差を是正する）努力をせずに格差社会といっているだけではないか。（3回） 格差は最近始まったことではない。今までも格差をなくそうとしてきた歴史がある。（3回） 格差といっても、一人ひとりのハンディなどから生まれる個人レベルの格差と、経済状況などから生まれる国・地方レベルの格差などいろいろある。（3回） 個人の格差と経済的格差は別にして考えるべき（4回） 個人の基本的な権利を守るべき母体の弱体化が進んでいることが問題。（労組など）（3回） 地方レベルの格差を考えると小平市は比較的恵まれているのではないか。だからこそ（現状に甘んじることなく）市民参加で責任を持ってまちづくりをすべき。（3回）	17 努力しても報われない場合に限って「格差」を使うべきではないか。また努力しても報われない人はだれか？（例：障害者、子ども、高齢者、外国人など）（3回） 個人レベルの格差については、弱い立場の人たちのハンディをいかになくしていくかが大事。（3回） 「格差」は何か？別な言葉で表現したい。（4回）	●	○				○	○										
	新しい人権のあり方について見つめなおす（3回）		今の社会には、憲法でカバーできない新たな人権が出てきている。（3回）	18 新たな人権は今回の自治基本条例策定において大きな論点項目になるのではないか。（3回）	●	○					○											
	小平ミニマム（≒小平スタンダード）を考える（3回）		社会福祉には「ナショナルミニマム」と「ローカルミニマム」の考え方がある。（3回）	19 「ローカルミニマム」は小平市の独自性が出せるもので、小平らしさにつながる。そんな「小平ミニマム」について今回の自治基本条例に盛り込めるのではないか。（特に（2）新しい人権など）（3回） ミニマムは「人が生活する上で最低限必要なもの」（4回）	●	○					○											
				20 世界では日本に先駆けて人権問題や男女平等参画問題などの動きがあるが、日本全体の傾向としてこうした世界の情報が伝えきれていないと感じる。（3回） （例え日本で法整備が遅れていても）世界の動向を先取りして自治基本条例を検討するための素材としてはどうか。（3回） 既存計画・条例や世界動向は小平ミニマムを考える時に知っておくべき情報になるのではないか。この情報の中から小平ミニマムに入れるべきものを主体的に選ぶことが大事。（3回） （世界動向については条例の前文に書けばよいかも）（3回）	●	○					○									○	○	

第1部会 第1回～6回までの議論の整理

項目	細項目	目標	現状の認識	目標を達成するためには、どんな条例にしたら良いか 条例で何を検討したらよいか	条例の具体的テーマとの関係										PI	独自・個別の法令対応等					
					刑罰 目的・理念・定義・基本原則	市民の役割・権利	市長（行政）役割・権限	議会の役割・権限	市民参加	行政運営	コミュニティ	人及び組織づくり	情報・場づくり	公共			条例の運用（仕組み）				
④ 緑豊かな街	緑などの自然豊かなまち（1回）		緑、農地〔農地、屋敷林、雑木林〕が減っている。（2回） 「水と緑」が減ってしまう！玉川上水を大事にしたい。（2回） 農地をもっている人は、相続税で困っている。（2回） 私有財産に関することであり、私権の制限は難しい。（2回）	5 緑を残す制度をどう考えるべきか ①相続税等の対応を考える（2回） 緑を残すことを掲げながら、私有財産の保護、相続税にどう対応するかも考える必要がある。（2回） 緑を所有する市民の立場になって対応するべきである。（2回）	●													◎			
				6 ②人・緑・生き物が共に生きるまちにして、野草や野鳥、魚にも「生命権」を与えたい（1回）	●															◎	
				7 開発への規制が大事（2回） 道路が多すぎて緑が少なくなっている。道路はこれ以上造らないことが大事である。（2回） 街並みを大切に。高さの制限を。（2回）	●																◎
				8 緑などの小平市の自然環境を活かして「素敵なごみタウン」をつくりたい。そして、市内で職・住・遊が全てできる複合タウンにして、一般的なベットタウンから脱却を図りたい。（1回）	●																◎
	地域からの環境を守るまち（2回）		企業のグラウンドが売りに出されている。（2回）	9 このままだとマンションが建つ。何らかの規制が必要。（2回）	●													◎			
				10 地球環境に対して出来ることは地域環境から良くしていく活動を（2回）	●								◎								
	⑤ 適正な人口規模	現在の人口規模の維持			11 市の人口を大きくしない方向で（2回） コンパクトシティを目指す。（2回） 現在住んでいる人を大切に。（2回）	●													◎		
					12 市の構想では、人口を20万人としているが、市民の意見の反映か？テクニカルな人口推計に過ぎないのではないか。（2回）	●															◎
					●																
	農的な環境				●																
景観				●													◎				
2 公共施設整備の考え方	既存施設の利用を図る（2回）		今の公共施設には有効利用されていないものがある。（2回）	13 既存施設の利用を図る（2回） 大学などの既存施設の利用は図れないか（2回）														◎			
				14 公共施設に対する「時のアセス」を 整備後の公共施設の使われ方や、必要性をチェックすることが大事である。（2回）																◎	
	地域に本当に必要な施設は何かをもう一度見直す（2回）		施設が充実してない 地域に本当に必要な施設がないのでは。（2回） これから出来る地域の新しい施設は本当に必要なのか（2回） 地域のエゴをどうするか。（2回） 地域に必要な施設について住民の声が反映される場がない。（2回）	15 地域での施設整備、施設利用についての調整が必要（2回）															◎		
				●															◎		
				サービスは「衡平」か？同じ税金を払っているがサービスに差があるところに問題がある（4回）																◎	
			本当に必要な場所にコミュニティバスが走っていない。（2回）														◎				

第1部会 第1回～6回までの議論の整理

項目	細項目	目標	現状の認識	目標を達成するためには、どんな条例にしたら良いか 条例で何を検討したらよいか	条例の具体的テーマとの関係										PI	独自・個別の法令対応等					
					目的・理念・定義・基本原則	市民の役割・権利	市長（行政）役割・権限	議会の役割・権限	市民参加	行政運営	コミュニティ	人及び組織づくり	情報・場づくり	公共			条例の運用（仕組み）				
4 国の制度を超えて独自の街づくりを	①都市計画制度について	小平市の独自性に適した都市計画制度の運用を考える（2回、3回）	今の都市計画法では、例えば用途地域のある用途と用途の境では色々な矛盾がでてくる。緩衝地帯が必要であり、そうした制度を独自で考える必要がある。（2回） 国の“くびき”が強すぎる。相続税・都市計画・教育委員会等（2回）	25 自治基本条例には、国の制度の不備を超えて独自の街づくりをすすめることを提示することが大切である。（2回） 市の独自税を考える（2回）	◎	◎			◎	◎								◎			
			七つの駅を、画一的な街でなく、それぞれ特徴のある魅力的な駅にしたい。（2回）	26 七つの駅を、画一的な街でなく、それぞれ特徴のある魅力的な駅にしたい。また、駅のつながりはばらばらだけどころした弱点を魅力に変える工夫が必要。（3回）	◎	◎			◎	◎										◎	
				27 「まちこわし」ではなく「まちづくり」を目指そう。（3回）	◎																
		行政主導のハードのまちづくり（主に都市計画制度に基づく）のあり方を見つめなおす（3回）		28 商業活動や生産活動のあり方について考えたい。（大規模店舗重視なのか、それとも、個人商店重視なのか。ここまで条例に入るかわからないが。）（3回）	○																
				29 「高品質なまち」ではダメ！（3回）	○																
				行政的なまちづくりとは、都市計画法に基づくハードのまちづくり。（3回）	◎																◎
決定プロセスに市民意見を十分反映できる仕組みづくりを考える	プロセス（市民参加）の中にも地権者等の「利害関係者」のプロセスと地権者以外市民を中心とした「利用者」のプロセスがある。（3回） 今までは「利用者」のプロセスは公聴会など形だけの参加でおざなりにされてきた。（3回）	30 今後の行政のまちづくりに地権者以外の利用者の思いを入れていきたい。（3回） 利用者の意見を聴いて計画に反映できなければ本当のまちづくりとはいえない。（3回） また、今回の自治基本条例の策定は市民参加が進めているが、行政はこのような市民参加の正当性を参加していない市民に対して証明することが必要である。（市民代表性・正当性の明示）（3回）	◎	◎			◎	◎										◎			
決定プロセスを透明化する	都市計画などの決定プロセスでは、行政が決めることはブラックボックスの中で決まっているように見える。 特に国や都が決める都市計画。市からも意見をいえない。ましてや市民は・・・。 これは問題だ。（3回）	31 また今回の自治基本条例でも決定プロセスが不透明にならないように、（農家や店主など）外部からの意見を積極的に取り入れる事が大事。（3回）	◎	◎			◎	◎			◎							◎ ◎			
5 民主的かつ効率的で、身近な行政を	①財政	財政について住民との情報の共有性（3回）		32 もっと解りやすく！！「財政の見える化」をめざしてはどうか。（3回） 数値目標や工程表をつくるなど、達成度をわかりやすくする。（3回）	◎				◎										◎		
		能率的（効率的）な財政（3回）	無駄遣いをなくす。（2回）	33 民間の経営感覚をもった市政を。（2回） 見えるコストベネフィットによる意思決定をする（3回） 課税自主権の明確化をする。例えば、寄付であっても柔軟な考え方で実施する（目的別にする、小額でも可能にするなど）（3回） 受益と負担を一致させることは難しいが、できるだけ一致に近づけるように意識する。（3回）	◎	◎			◎	◎			◎						◎		
	②行政運営	国の制約を前提としない	自治基本条例は法令で規定できる内容に制約がある。 しかし、先に制約ありきで考えるよりは小平市のあるべき姿を考えたらよいのではないか。（準備会10回）	34 特区制度などを活用して法令の制限をクリアできないか検討する																◎ ◎	
		もっと、身近に“行政”があって欲しい。（2回）		35 小平市は小さい政府を目指す。（1回）	◎					◎											
				36 社会の動向に敏感な市政を目指す。（1回）	◎					◎											
				37 市民参加と情報公開を大切する。（1回）	◎					◎	◎										
	38 情報公開をし、市政の透明性を確保したい。（1回）		◎					◎	◎			◎									
市職員の市民化		39 市議会の活性に関する考え方を位置付けたい。（1回）	◎			◎	◎														
		40 不正防止の仕組みをつくりたい。（1回）	◎					◎				◎								◎	

第1部会 第1回～6回までの議論の整理

項目	細項目	目標	現状の認識	目標を達成するためには、どんな条例にしたら良いか 条例で何を検討したらよいか	条例の具体的テーマとの関係										PI	独自・個別の法令対応等				
					目的・理念・定義・基本原則	市民の役割・権利	市長（行政）役割・権限	議会の役割・権限	市民参加	行政運営	コミュニティ	人及び組織づくり	情報・場づくり	公共			条例の運用（仕組み）			
6	市民の責務	小平で生きる上での市民の権利と責務を明らかにする	何でも人のせいにする傾向が強い。もっと、自己責任を果たすようにする。（2回） 権利と自由をはき違えている。親の義務教育が必要である。（2回） 人口減少時代で財政難が懸念される中で小平市をどうソフトランディングするかが課題だ。そしてこの時代の中で住民が果たすべき役割は重要になっている。人間の根源である住むという権利がないがしるにされている中で、自分たちが地域にどのくらいスタンスをおけるか、できることは何かを見つけることが重要ではないか。（準備会10回） 小平で（地域社会で）自分たちはどう生きていくのかを考えたい。（準備会10回）	41 今回の条例づくりでは私たちの「義務や責任」について考えたい。（準備会10回） 出入りが多いので、地域への帰属意識を高める工夫が欲しい。（2回） 地域のNPOを育てたい。（2回） 市民の「義務」という消極的な言葉ではなく「責務」という前向きな言葉を使うべき（4回）	○	○	○										○			
7	自治基本条例とは？自治基本条例に何を期待するか？	生活に密着した条例（1回）				○														
		小平市の独自性を引き出すもの（1回）		48 どこの市でも通用するような一般的な条例ではなく、自分たちの言葉で「小平らしい」条例をつくりたい。（準備会10回）	○															
		幸せな人生を過ごすために何を目標に生きるのかを求める「その一歩」となるもの（1回）		49 自治基本条例は、小平市の行政の当面の目標を示すもので、子育てや福祉等日常の問題を考える上で原点となるものだろう。今回の条例づくりを通して現実を見つめていきたい。（準備会10回）	○															
		使える条例（1回）		50 出来上がっておわりではなく、改訂ができ、進化する条例にしたい。（1回） 「見える化」による透明・参画の意思決定のしくみをつくりたい。（1回） 見直しを規定する。（3回）	○															
				その場合、見直しの -タイミングはどうすべきか（定期的にするのか、必要に応じてやるのか） -内容を見直しやすくするか（憲法のように一度つくったらあまり変更しないのか、それとも柔軟に変更するのか）	○															
				条例に「運用状況の評価・モニタリング」の条項を入れ、ルール化しておく。 -条例は適正に運用されているのか。 -どのようにモニタリングするか。（チェックシート等をつくる） -タイミングはどうすべきか（定期的にするのか、必要に応じてやるのか） -誰がチェックするのか（議会か？市民か？組織化はどうするか？今の自治条例策定委員会の延長になるか？それとも全く新しくつくるのか？） -条例は議会のチェックが必要だ。	○															
			・監査院制度は”なあなあ”の関係になっている。	今回の条例で監査制度まで踏み込むか？ -条例の適正運用は監査制度の対象外ではないか？	○															
				条例に「PIをふんだんに盛り込むこと」内容を入れる。 -他の条例の運用に関してもできる限りPIを取り入れるよう書き込む。	○															
		小平市の憲法となるもの（1回）				○														
		不正防止等基本的な事項を示すもの（準備会10回）	不正防止等基本的な事項を書くのが基本条例の役割である。 そしてこの基本条例の下に個別具体的な条例があるのではないか。（準備会10回）			○														
新しい自治のあり方を示すもの		51 地方分権時代における真の住民自治を目指す。成熟した市民であるために。（1回） 市民の立場から「公共」の位置付けを考えたい。（1回） 市民の直接的コントロールが市民自治である。（1回） 地方分権化が進みこれからは住民自治が重要になる。（垂直の関係から水平の関係へ、government（ガバメント）からgovernance（ガバナンス）へ）（1回） 「国」からの自立。（1回）	○																	
市民の権利や義務のあり方を示すもの	現代の日本では「義務・責任・権利」の概念がどこかに消えてしまったように感じる。権利だけ主張するのに自分の義務を果たさず、自分勝手に近所づきあいなどをおろそかにした結果、昔ながらの潤いがなくなってしまった。（準備会10回）	52 今回の条例づくりでは私たちの「義務や責任」について考えたい。（準備会10回） 私たち住民が一番近い行政である小平市に対して、私たちがどうしていきたいか考えていきたい。（準備会10回）	○																	
行政と住民がともにまちづくりを進めるための基本となるもの		53 今回の条例づくりは完成版ではなく「第一歩」である。行政も市民も今回つくる自治条例をもとに意識を変えていくことが大事だ。（準備会10回） 行政は市民の意識から少し遠いと感じている。この条例づくりで市民の立場として参加して、市民の意識を行政に伝え、面白くしたい。（準備会10回）	○																	

